

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 1	民間の民間による民間のための公益活動・非営利活動を普及、啓発啓蒙し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、併せて寄附文化の醸成にも寄与する事業	23.4 %

[1] 事業の概要について(注1)

1) 書籍の頒布事業

○日本及び海外における民間公益活動・非営利活動に関する法制、税制、会計ならびに公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等を書籍として出版する事業。

○本年度は、新刊4点(改訂版は無し)を刊行した。新刊のタイトルは、(1)『公益法人・一般法人の理事の役割と責任』、(2)『よくわかる公益法人・一般法人の税金のしくみ』、(3)『公益法人・一般法人の立入検査』、(4)『公益法人協会相談室によくある質問(機関運営編)』。主として移行特需後を見据え、移行後の法人の関心事である立入検査や、改正一般法人法に対応させたものである。

○依然として、出版部門の売上を支えるものは、『運営実務【第2版】』、『会計実務【補訂版】』であり、続いて会計セミナーのサブテキスト『会計はじめの一步』、『仕訳ハンドブック』である。

○本年度の総販売部数は、1万754部と前年に引き続き1万部を超え、収益は約2,300万円。

2) Web(インターネット)による情報提供事業

○日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・組織や活動状況等ならびに関連する法制、税制、会計についての情報をホームページおよびメール通信等により、適時に掲載、配信する事業。

○本年度のホームページのアクセス数は、は月平均7万3,450件(前年度7万5,475件)で、アクセス数の大半は寄附税制の解説記事やQ & Aに集中し、最初から当協会のWebサイトを目指したものは少なく課題を残した。

○本年度は、facebookの導入により情報発信の幅が広がった。また、公法協のWebサイトのサーバの移転作業を実施した。

○6月から7月にかけて、例年通り実施したWebアンケートの結果をホームページ上で公開している。

○メール通信は、毎月1回の定期便(年12回)と臨時便(年11回)を合わせ計23回配信。公益法人・一般法人をはじめとした非営利法人関係者、研究者、メディア関係者等へ、一般法人法改正に対応した緊急セミナーの開催、税制改正要望、公益法人会計諸課題に関する情報を中心に情報発信を行った。

○非営利法人ポータルサイトNOPODASのデータベースは、運用開始以来5年を経たが運用環境を見直し、サーバのクラウド化により、メンテナンスコストを年間約200万円削減した。自主登録を行っている法人は、公益法人が459件、一般法人が37件で昨年より若干増加したが(昨年度455件)、自主登録率は低く今後の課題となっている。

3) シンポジウムの開催事業

○2014年11月22日、中野コンgresクエアホールを会場に、シンポジウム「市民セクター全国会議2014 協賛セミナー『非営利組織とアドボカシー-政治的活動をめぐって-』」を開催した。本シンポジウムでは、非営利組織と政治的活動に対する保障と規制について、どのような制度構築が望ましいのか、非営利組織にとって認めら得る政治的活動とは何かを、参加者も交え考えた。公益法人、特定非営利活動法人等民間非営利組織関係者、研究者、メディア関係者等約40名が参加した。

○2014年12月11日、仏教伝道センターを会場に、ラウンドテーブル・ディスカッション「日本の非営利セクターを支える二つの法人制度の今後を考える」を開催した。参加人数は約60名。公法協と日本NPOセンターの共催で、二つの法人制度がどのように市民社会において選択され使用されているのか比較調査を進めたが、その経過報告も踏まえ将来に向けた課題を話し合い、共に考える機会とした。二部構成となっており、第一部では、特定非営利活動法人と一般・公益法人の選択調査の経過を基に、それぞれの法人制度の特徴、課題、今後の様々な角度からの問題提起を行い、第二部では、ラウンドテーブル・ディスカッション形式でパネリスト8名により、議論を深めた。

4) 国内外の非営利組織との連携事業

<国内における連携>

○東日本大震災 草の根支援組織応援基金

2013年6月に「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」を立ち上げ、2011年度の「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」に続き、再び寄附金募集を開始することとした。2014年3月末日の寄附金申し込み総額は、1,693万円(148件)で、第1回の配分は、2014年3月28日、「草の根支援組織応援基金」配分委員会を開催し、配分先を決定したところである(20団体、助成額合計930万7,300円)。続いて、2014年9月26日に第2回配分委員会を開催、配分先を決定した。助成配分に当たっては、役職員が9月5日~7日に福島、宮城の現地活動団体を訪問するとともに、本助成申請のための説明会を行うなど広報、現地状況の調査を行った。配分先は13団体(助成額合計596万2,500円)を採択した。なお本応援基金は、第28回理事会(12月12日)において募金の常設化が承認された。その後、平成27年3月までに大口寄附2件を含む寄附金が寄せられ、2014年度末の残高は約1,004万円となった。助成金の次回配分は

、2015年度に予定している。

○「市民セクターの20年」研究会への参加

「民間公益セクターの全体像」（民間公益セクター研究会編、公益法人協会刊、1997年）が刊行されてから20年が経とうとしている現在、民間公益セクターの全体像は大きく塗り替えられてきている。この大きな変化を反映した新たな「市民セクターの全体像」を提示することを狙いとして、2013年2月、ボランティア活動国際研究会と日本NPOセンター会員有志による「NPO研究サロン」を母体に「市民セクターの20年」研究会を発足。当協会も協力団体として、本年度も引き続き研究会に参加し、報告レポートを機関誌『公益法人』に掲載した。

< 海外との連携 >

○非営利団体によるフォーラム（東アジア市民社会フォーラム）、国際会議（CIVICUS国際会議、ICNL会合等）等に参加、わが国の実情を正しく伝えるとともに、中国、韓国からの研修団・視察団等及び、米国はじめ随時来日した各国NPOセクター関係者に対して意見交換やアテンド協力を行い、海外における非営利団体の活動情報収集と連携関係構築に努めた。

5) メディア対策事業

○2014年7月8日、東京・仏教伝道センターを会場に、5年間の移行期間が終了したことを捉え、「公益法人制度抜本改革を総括する - 評価と今後の課題をめぐって - 」をテーマに、「公益法人マスコミ懇談会2014」を開催した。マスコミ関係者10名、公益法人関係者約15名が参加した。

6) インターンシップ推進事業

○8月後半の2週間、都内の2大学から男女各1名を受入れ、協会内での公益法人制度等に関する講義・実習を行い、また、社外では、これまで2法人であった公益財団法人と公益社団法人の訪問先を、4法人（中間支援組織、オーケストラ事業、博物館運営、海外協力）に増やし、公益法人の社会的意義等を勉強した。

（事業実施のための財源）

○1) の書籍の頒布事業を除きすべて対価を得ることのない事業であり、不足額は受取会費収入を充当した。

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。）	
チェックポイント事業区分 （下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）	チェックポイントに該当する旨の説明 （左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある	1) 書籍の頒布事業 1. 事業目的 書籍の頒布事業の目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。また、社会において寄附文化やボランティアの涵養を図る事業も行っており、広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。 イ 事業の質を確保するための方策 当協会の理事長以下役員は、公益活動等に知見を有す

。	る人材が豊富であり、書籍についても全部または一部を自ら執筆している。 その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	2) Web（インターネット）による情報提供事業 1. 事業目的 事業の目的は、日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等ならびに関連する法制、税制、会計についての情報を、ホームページおよびメール通信等に適時に掲載・配信することにより、民間による公益活動・非営利活動の普及と啓蒙に貢献し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図るものである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、公益法人など公益活動を担う団体だけでなく、不特定多数の者が利用することができ、広く一般社会が、本事業を通じて利益を得るものである。 イ 事業の質の確保するための方策 本事業に係るコンテンツ・マネジメント及びサーバ管理は、高い能力とキャリアを有する当協会のITシステム部門が所管し、広報部門と十分な連携の下、運営されている。 その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成 区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	3) シンポジウムの開催事業 1. シンポジウムは、公益法人等公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を普及啓蒙することを通じて、非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することすなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として実施しており、この点は、ホームページやパンフレット上で明らかにしている。 2. 非営利団体関係者はもとより、研究者や関心のある一般市民にも参加を呼び掛けている。 3. シンポジウムの講師には、テーマに関し高い知見を有する有識者（執筆者ら）を招請している。また必要に応じ、弊協会の役員、専門職員が講師を務めている。 4. 講師等への謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっている。 その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）	4) 国内外の非営利組織との連携事業 1. 事業目的 民間の公益活動・非営利活動の普及、啓発啓蒙活動を推進するため、国内及び海外における非営利セクターの代表的団体との交流を深め、双方向での情報発信と協力関係の構築に努めている。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業により得られたネットワーク・情報は、当協会のホームページ、広報誌およびメール通信等で、広く社会に対し公開され、また当協会の様々な公益目的事業（提言事業等）に活用されている。 イ 事業の質を確保するための方策

エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	本事業は、当協会の理事長以下役職員が、国内外の非営利組織諸活動に積極的に参加し、ネットワークの拡大や情報の受発信に貢献している。
	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	5）メディア対策事業 1. 事業目的 「公共の担い手」としての民間公益活動の役割とその重要性などについて、メディアに発信する事業であり、市民社会の意識向上に寄与している。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の確保 広く各メディアを通じて市民に情報を提供している。 イ 事業の質を確保するための方策 主として理事長が取材等に協力している。
	その他説明事項
(4) 体験活動等	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。（例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか） 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。	6）インターンシップ推進事業 1. 公益活動・非営利活動の普及啓蒙のため大学生を受入れるインターンシップ推進事業は、次世代を担う青年に、非営利活動の意義、状況及び制度を学び体験する機会を与えるもので、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、不特定多数の利益増進に寄与するものである。 2. 当協会役職員が、上記に即したプログラムを企画・策定し提供している。 3. 講師は、全員当協会の役員・職員・研究員である。
	その他説明事項

〔 3 〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注 1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注 2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注 3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 2	民間公益活動・非営利活動を担う団体、個人に対し、これらに関する法制、税制についての正しい理解とさらにこれらの組織が真に社会の期待と信頼に応えられるために望まれるガバナンス等の組織運営と事業活動のあり方等について知識の向上を図るための能力開発・支援事業	52.3 %

[1] 事業の概要について(注1)

(事業の内容)

1) 相談事業

○公益団体・非営利団体及び公益信託の設立、運営、会計、税務、資金運用等について相談室を設け、ほぼ無料で面談相談及び電話相談に応じる事業。
○面接相談件数は、638件(昨年度698件)対前年比微減で、4年連続で減少となった。「運営」分野の相談が331件で過半数を占め、続いて会計103件、設立96件、公益認定48件、解散合併が27件、税務18件、資産運用4件、移行その他が11件であった。
○電話相談件数は、4,076件(昨年度4,825件)対前年比16%減少した。全国一律通話料金(IP電話)による電話相談は、面接相談を利用できない地方法人にとっても、大変便利な存在であり、北海道から沖縄まで多数の法人が利用している。
○内閣府委託相談会は、東京都において10回、地方において5回、計15回(昨年度17回)開催し、延べ449法人(昨年度387法人)が相談に訪れた。申請者の目線に立った分かりやすい相談として評価を得た。なお、本年度から、従来の内閣府主催の簡易セミナーと主事業の面接形式の相談会に加え、参加法人同士で学び合う「ピア・ラーニング」形式の小型勉強会(法制グループと財務・公益申請グループに編成)を追加し、それぞれ5名~10名が参加した。モデレーターは、当協会の役員が担当した。

2) セミナー事業

○当協会が主催する会計セミナー(入門・基礎・実務・決算と4段階に分けて開催)は、計85回開催・参加者2,579名(昨年度95回開催・参加者2,797名)は、東京を中心に全国主要都市及び松山、静岡、金沢、宮崎、高松、松江、鹿児島、沖縄で開催した。同じく当協会が主催する特別セミナーは、法人運営、税制、立入検査また本年度はファンドレイジングを追加し、計23回・参加者は1,427名(昨年度は計23回・参加者1,458名)で、東京、大阪、京都、名古屋、沖縄で開催した。
○平成20年度を最後に休止していたトップマネジメント・セミナー(通称TMS)をリニューアルし、会員・非会員を問わず、公益法人・一般法人の役員や幹部職員を対象とし昨年度から再開、本年度は参加人数は23名(昨年度は20名)と若干向上した。前年度に引き続き、講師陣の講義内容も非常に素晴らしく、講師陣と参加者全員の一体感のある充実したセミナーとなった。

○他団体の依頼を受けて講師を派遣する「講師派遣」は、本年度35件(昨年度19件)実施した。

3) 機関誌『公益法人』の頒布事業

○会員、官公庁、研究者その他への頒布事業である(月刊)。実務、情報、評論・解説、レポート記事等で構成。
○本年度の企画の柱としては、110年ぶりの抜本改革となった公益法人制度改革の総括、検証記事の掲載であった。4月号から3月号まで、1年間にわたり連載し、自主取材記事、インタビュー、座談会なども織り交ぜ、公益法人制度改革をめぐる意義や評価、社会に及ぼした影響や今後の課題などを追った。また、本誌は26年4月号で通巻500号を迎えたことから、創刊500号記念としてその軌跡をたどったことも特筆すべきことだった。

4) 情報公開(共同サイト)事業

○主としてホームページを開設していない法人向けに、情報公開のためのサイトを提供する事業である。本年度は、2002年開設以来12年にわたり、年間10,000円(税込)の低廉な基本利用料を維持してきたが、本年度からは、年間利用料18,000円(税抜)と利用料金を変更した。2014年度末現在の利用法人数は、559件(前年度569法人)となった。

(事業実施のための財源)

○相談事業は、基本的には無料(但し、面接相談の場合、非会員は初回は無料、それ以降は一回あたり@5千円を頂戴)であり、相談員の人件費や相談室にかかる物件費等がそのまま赤字となる。セミナー事業は、営利法人等が設定する同種受講料に較べはるかに低廉な価格設定となっている。機関誌発行を支える財源は、主として広告収入であるが、必要経費を賄うに至らず、慢性的赤字事業である。情報公開(共同サイト)事業も、赤字事業である。これらを合計した赤字は受取会費により支弁している。

〔 2 〕 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。）	
チェックポイント事業区分 （下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）	チェックポイントに該当する旨の説明 （左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのがわかるように記載してください。）
(5) 相談、助言 区分ごとのチェックポイント 1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1) 相談事業 1. 事業目的 事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、相談者は会員法人のみならず非会員も多く（約40%）、また企業、会計士などの専門家、行政からの相談もあり、民間組織唯一の常設公益法人等の相談窓口として定評があり、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、会員・非会員を問わず、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象としていない。 イ 事業の質の確保 相談員は、当協会の役職員及び専門委員と、会計分野は一部嘱託公認会計士が務めている。全員公益活動に係る知見とキャリアを有する人材である。また3年前より相談業務を取りまとめる組織として「相談室」を新設し、内部の情報共有化と対応のスピード化が定着した。年間の相談業務は、「相談白書」としてまとめ関係先に配布し、また当協会に常時備え置いている。
	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成 区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為	2) セミナー事業 1. 事業目的 事業目的は公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、会員・非会員を問わず開かれており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 受講の機会 セミナー受講の機会は、会員・非会員を問わず広く一般に開かれており、開催案内は、ホームページ・広報誌・メールマガジン等を通じ周知している。 3. 専門家の関与

については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	セミナー講師は、当協会の理事長以下役職員・専門委員であり、公益活動に知見とキャリアを有する人材であり、関係方面から高い評価を得ている。会計セミナーについては、嘱託公認会計士が務めている。 4. 講師料 当協会主催のセミナーの講師料は、役員は無償であり、嘱託公認会計士の場合は、時間当たり1.5万円を支払っている。講師派遣の講師料は、当協会の役職員が対応するが、講師料は「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。 その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	3) 機関誌『公益法人』の頒布事業 1. 事業目的 毎月機関誌「公益法人」を発行、約2,550部を会員、官公庁、研究者その他に無償で頒布している。事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は広く会員・非会員を問わず、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。 イ 事業の質の確保 本事業の執筆者は、公益活動に深い知見とキャリアを有する会員・非会員・その他非営利組織に係る者及び当協会の役職員並びに専門委員である。記事の内容は、アンケート調査・各種委員会の討議等を元に作成された質の高いものである。 エ その他 執筆料は、当協会役職員は無償であり、それ以外の者への支払いも薄謝であり、「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。 その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	4) 情報公開（共同サイト）事業 1. 事業目的 公益法人の透明性を高めるために、情報公開共同サイトを開設している。これは主としてホームページを開設していない法人向けに提供している事業で、個別法人のホームページの開設とデータ更新を含むメンテナンス支援を行っている。本事業は、民間の公益活動の能力支援に寄与することを目的として不特定多数の者の利益増進に寄与している。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、本事業でホームページを開設する法人が増加することで、情報の公開が一段と進み、受益の機会がより開かれることとなる。 イ 事業の質の確保 本事業は、高い能力とキャリアを有する当協会のIT部門が直接所管している。

〔 3 〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注 1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注 2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注 3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公3	民間公益活動・非営利活動のわが国における状況と問題点ならびに国際比較を調査研究し、併せて国会はじめ関係方面に政策提言活動を行い、もって公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与する事業	10.4%

[1] 事業の概要について(注1)

(事業の内容)

1) 調査研究事業

○内外の公益組織・非営利組織の制度と活動状況等についての調査研究事業。

○2006年英国チャリティ法改革後の変容調査

トヨタ財団及びMRAハウスから助成を受け、2006年英国チャリティ法が英国社会に与えた影響などについて調査する目的で研究会を立上げ、英国チャリティ変容調査を実施した。研究会メンバーは、学者、研究者、弁護士、及び当協会の役員計8名で構成。2015年4月までに10回開催し、2014年9月には英国で現地調査を派遣した。調査報告書は2015年3月末に完成した。

○非営利法人格選択に関する実態調査(共同研究)

2014年4月より、一般法人又は特定非営利活動法人を選択する理由を明らかにすることを目的に日本NPOセンターと共同で、非営利法人格選択に関する実態調査を開始した。実施主体は、当協会と日本NPOセンターが共同で設置した「非営利法人格選択に関する実態調査委員会」であり、メンバーは、両団体の役職員10名で構成、委員会を3回、WGを7回開催し、最終報告書は2015年3月に完成した。

○非営利組織の評価基準の策定

(公財)日本財団が主催する「非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会」に参加し、基準のあり方等について公益法人の視点から検討を行った。

○CAPS委託調査事業の実施

当協会が加盟するCenter for Asian Philanthropy and Society(通称CAPS・香港の非営利法人)が進めている「アジアにおけるエクセレントNPOケーススタディ」の日本国内について、CAPSより委託を受け、2015年1月～3月で調査を行った。ケーススタディ選定団体は、(公財)さわやか福祉財団であり、同団体の会長、理事長、受益者、関係行政庁など18名に対するヒアリングを実施し、高齢化社会における同団体の事業を通じ、そのエクセレントなる理由を明らかにした報告書をCAPSに提出した。最終報告書(英文)は、2015年度上期中に提出見込。

○ウェブアンケート調査

公益法人及び一般法人を対象に、(1)新制度下の運営、(2)寄附金及び税制、(3)東日本大震災への対応に関する質問内容でウェブアンケートを実施した。本調査は、公益法人6,800法人、一般法人7,000法人に発信し、公益法人から2,100件(回答率31%)、一般法人から1,700件(回答率24%)の回答があった。調査結果報告書は、2015年3月に完成、関係方面へ送付した。

2) 専門委員会事業

○専門委員会事業は、当協会の常設委員会として、「法制委員会」「コンプライアンス委員会」「税制委員会」および「会計委員会」を設け、それぞれの分野における制度の現状の把握と分析及び改善すべき方向と具体的方策を研究討議する事業。

○法制・コンプライアンス合同委員会2回、税制委員会を2回、会計委員会を3回開催した。

○法制・コンプライアンス合同委員会では、一般法人法施行規則の改正に関する意見募集への対応、税制委員会では、27年度税制改正要望への対応について、会計委員会では、内閣府公益法人会計研究会が検討している諸課題のとりまとめに関する意見募集の対応についてそれぞれ、意見交換を行った。

3) 提言事業

○平成27年度税制改正に関する要望

平成27年度税制改正に関する要望を取りまとめ、8月1日、内閣府を皮切りに、関係各方面への要望活動を実施した。同要望は、寄附金税制(PST要件の撤廃等のフロー税制)、資産寄附税制(みなし譲渡所得非課税特例措置の適用要件の見直し等のストック税制)とその他(奨学金借用証に係る印紙税等)で構成され、非営利活動を促進し、日本社会の活力再生を支える税制とすることを強調する内容とした。

○その他主な提言活動の経過

5月28日：金融収益の非課税、みなし寄附金の損金算入、軽減税率の適用等について、政府税調へ要望

5月30日：内閣府会計研究会「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(中間とりまとめ)について、同研究会へ意見書を提出。

7月24日：不認定事例(府益第460号・平成26年5月23日)について、内閣府公益認定委員会へ意見書を提出。

12月16日：商業登記規則等の一部を改正する省令案に対するパブリックコメントについて、法務省へ意

見書を提出。

12月26日：一般法人法施行規則の改正案に対する意見書に対するパブリックコメントについて、法務省へ意見書を提出。

1月～3月：公益信託制度の抜本改正の進め方につき、法務省と意見のすり合わせを行った。

3月13日：公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書案）について、内閣府へ意見書を提出。

（事業実施のための財源）

○調査研究事業は、当該調査事業の助成が得られない場合が多く、また専門委員会事業および提言事業についても、基本的には収入のない事業であり、受取会費収入によって赤字を埋めている。

〔２〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法別表における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。）	
チェックポイント事業区分 （下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）	チェックポイントに該当する旨の説明 （左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	1) 調査研究事業 1. 事業目的 調査研究事業は、広く内外の公益法人をはじめ非営利法人の制度、活動状況などを調査するとともに、その問題点とあり方について研究するものである。特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、本事業により市民社会全体が利益を得ることができる。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 調査研究結果は、報告書として広く関係方面に配布するほか、公益法人誌への掲載やウェブサイトでも公開し、広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 調査研究には、専門的知見を有する外部有識者及び当協会役職員からなる委員会を組成して行うことが一般的である。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。
	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）	2) 専門委員会事業 1. 事業目的 本事業は、公益団体の制度的基盤を改善・整備するための研究・討議の場であり、民間公益活動の活性化を目的とするもので、社会の利益に合致するものである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 専門委員会の討議結果は、政府はじめ関係方面への提言・要望活動に反映され、また、公益法人誌などに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会

ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 専門委員会は、専門的知見を有する実務家及び当協会役職員で構成される。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。 その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	3) 提言事業 1. 事業目的 政党、国会、行政、学会、マスコミなど関係方面に対し、調査研究の結果を踏まえて提言活動を行う。これらの政策提言活動を通じて、民間による公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与している。 ア 受益の機会の公開 それぞれの提言活動の結果は、公益法人誌、メールマガジンなどに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 それぞれの提言活動は、専門的知見とキャリアを有する実務家及び学者並びに当協会役職員で構成される各種専門委員会やアドホックの研究会の成果をベースに当協会の判断と責任で実施するものである。 その他説明事項

〔 3 〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注 1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注 2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注 3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。